

インターナショナルSOSはその誠実なサービスによる評判、そしてその評判により可能になったビジネス上の成功を誇りとしています。この評判は長い年月をかけて築いたものであり、評判を維持することは当社の成功にとって重要です。

本規範は、インターナショナルSOSがすべてのプロバイダーが業務を遂行する際に遵守することを期待する最高水準の倫理基準を示すものです。

プロバイダーは、プロバイダーの組織全体に本規範が伝達され、プロバイダーの従業員が本規範を参照できるようにするための合理的な措置を取る必要があります。

インターナショナルSOSはプロバイダーとのビジネス関係を重視しており、プロバイダーには、少なくとも、次の基準の遵守に対する、当社のコミットメントを共有する必要があります。

### 1. 腐敗防止の遵守

プロバイダーは、インターナショナルSOSとの関係またはその他の取引関係であっても、米国海外腐敗行為防止法、または世界各国のその他の腐敗防止法に決して違反してはなりません。インターナショナルSOSは、賄賂、リベート、その他類似の不適切なまたは違法な支払いにより当社の倫理基準に違反するプロバイダーを使用しません。

プロバイダーは、国内および国際的なすべての贈賄防止規制並びに該当する腐敗防止法、規制および基準に準拠するものとします。プロバイダーは、（直接的または間接的にかかわらず）、事業を獲得または維持するために、公的行為に不適切な影響を与えない、または不適切な利益を得るために、何らかの価値のあるものを提供、または提供することを約束しないものとします。

### 2. 法律の遵守

プロバイダーの人員および事業所は、各国の法律を完全に遵守して活動するものとします。すべての適用法、法令、規制、その他の法的要件に関しても同様です。また、プロバイダーは、インターナショナルSOSに提供する製品やサービスが、適用される国際取引のコンプライアンスに関する法律、すべての法令、規制、その他の法的要件を遵守していることを確認します。

インターナショナルSOSまたはその顧客にサービスを提供する場合、プロバイダーは該当する制裁措置を受けているいかなる事業体、組織、個人、法人とも取引をしてはなりません。

### 3. 機密/専有情報

プロバイダーはインターナショナルSOSの知的財産、企業秘密、その他の機密情報、専有情報または機微な情報に配慮しなければなりません。また、インターナショナルSOSとの契約に基づき、かつインターナショナルSOSの利益に資する場合を除き、かかる情報を使用または開示してはなりません。プロバイダーは、インターナショナルSOSの運営に関する情報またはデータを常に機密情報として取り扱うものとします。ただし、かかる情報が、プロバイダーの過失によらず公知となった場合は例外とします。

### 4. データ保護とプライバシー関連法

プロバイダーは、インターナショナルSOSの代理として取り扱う個人データが不正な開示、アクセス、使用、改変から保護され、かつ関連するサービス提供の目的または該当するデータプライバシーおよびデータ保護に関する法律に準拠する場合のみにデータが使用されるように必要な措置をとります。

### 5. 倫理的取引

顧客およびプロバイダーとの公正な取引は、インターナショナルSOSの健全なビジネス関係において必要不可欠です。インターナショナルSOSはすべてのプロバイダーに公正な対価を支払うように努めています。取引の意思決定は、価格、品質、サービス提供能力などの客観的基準ならびにプロバイダーの信頼性および完全性に基づいて下されます。請求書、財務上の精算、報告は、当社とプロバイダーのビジネス取引を正確に反映するものとします。

当社のプロバイダーは、当社と同等の高い倫理基準を示し、誠実かつ公正にすべてのビジネス取引を行う必要があります。さらに、契約上の義務を果たす一環として、自身のサプライヤーに対しても、本行動規範を守るよう促すものとします。

個人が自らの判断に影響を与えかねない私的または個人的利益を個人が保有する場合、プロバイダーは、利益相反について等しく開示するものとします。

### 6. マネーロンダリングと財務記録

プロバイダーは、マネーロンダリングに対処することを目的とした該当する法規制に準拠するものとします。プロバイダーは、国際的な法規制に従い、財務記録と報告書を維持するものとします。

## 7. 安全衛生

インターナショナルSOS と取引を行うプロバイダーは、インターナショナルSOS と同様に安全衛生に取り組むことが奨励され、安全かつ衛生的な職場環境を、その拠点に勤務する全従業員に提供しなければなりません。

また、インターナショナルSOS の施設にて現場サービスを提供するプロバイダーの担当者は、インターナショナルSOS の安全基準を遵守しなければなりません。

インターナショナルSOSは、プロバイダーが薬物、アルコール、その他禁止される物品に関する方針を書面で策定し、執行することを期待します。

## 8. 事業継続計画

プロバイダーは、自然災害、病気、流行病、犯罪行為等に遭遇した場合に想定される、事業の混乱に備えるものとします。これには、従業員とその健康の両方を保護すること、また、そのような事象による商品やサービス提供への影響を最小限に抑えるための緊急計画が含まれます。

## 9. 多様性と受け入れ

プロバイダーは、従業員や請負業者の多様性を尊重し、性別、人種、宗教、年齢、障害の有無、性的指向、出身地、またはその他一切の識別特徴に対する差別を回避するような、多様性を認める職場を促進するものとします。

## 10. 現代の奴隷制

プロバイダーは、一切の強制労働、債務労働、または不本意な労働を利用しないものとします。すべての労働は、自主的でなければなりません。労働者は、自身の身分証明書類（例：旅券、労働許可証、または他の一切の個人的法的文書）の管理ができなければなりません。プロバイダーは、雇用手続きおよび雇用期間を通して、労働者が雇用を獲得するために手数料や一切の支払いを行わないことを保証するものとします。プロバイダーは、労働者に対し適時に支払いを行い、労働者への支払いの根拠を明確に伝えるものとします。

懲罰、精神的または身体的、あるいはその双方を強いることは禁止されています。懲戒方針やその手続きを、明確に定義し、それを労働者に対し伝達するものとします。

また、プロバイダーは、いずれの国または管轄地域においても、雇用に関する法定年齢未満の子どもを雇用しないものとします。

## 11. 環境への責任

プロバイダーは、該当するすべての環境に関する法律、規制、および基準に従うと共に、環境に対する潜在的危険性を識別・排除するための効果的な制度を導入するものとします。

当社は、私たちの取引相手が、彼らが納入する商品やサービスを通じて、地球環境保護目標を支える努力を行い、また、環境負荷を意識しながら持続可能な形態で事業を運営することを期待します。

## 12. 遵守と違反

プロバイダーは、プロバイダー自身に関する、またはプロバイダーがインターナショナルSOS に提供する製品やサービスに関する否定的もしくはその他の不利な評判、または、インターナショナルSOS に関して否定的もしくはその他の不利な評判を引き起こすと予想し得るプロバイダーに関する事由または状況に気づき次第、インターナショナルSOS に書面にて直ちに通知しなければなりません。

各プロバイダーは、その従業員および代表者が本規範を理解し遵守することを徹底する責任があります。

本規範の遵守不履行は、違反および状況の重大性によって、プロバイダーとの取引関係終了の根拠となる可能性があります。

### 用語の定義:

「インターナショナルSOS」とは、International SOS Pte. Ltd. とその関連会社を意味します。「関連会社」とは、インターナショナルSOSを支配する、またはインターナショナルSOSにより支配される、あるいはインターナショナルSOSとの共通の支配下におかれる者または当事者を意味します。「支配」とは、直接的または間接的にその者または当事者の資本金(企業でない場合、その他の所有権益)の50% 以上を所有し、通常議決権あるいはその他の権利または能力、または契約などによって、かかる者または当事者の経営および方針について指示を与える権限を有することを意味します。

「本規範」とは、インターナショナルSOS のプロバイダーの行動規範を意味します。

「プロバイダー」とは、物品およびサービスを提供するベンダー、サプライヤー、契約業者、コンサルタント、代理店、その他の業者・機関を意味します。

本規範に関するご質問については、[Compliance@internationalsos.com](mailto:Compliance@internationalsos.com)までご連絡ください。

2019年4月4日付け 2.0 版